


農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願

請願書第 8 号

2018年 2 月 13 日

青森市議会 議長 殿
小竹 庸介

請願団体 栗東農民組合
住所 栗東市御園943
代表者
組合長 三浦 幸次
紹介議員 大西 晴子



【請願趣旨】

ご承知のとおり、いま国民の主食である生産者米価は「生産に必要なコスト」を大きく下回っています。米を作れば作るほど赤字になり、これでは米作りをやめるしかないと言っています。政府は農業の規模を拡大してコストを下げれば良いと言いますが、米価が低すぎるため、むしろ規模の大きい農家や集落営農ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねない状況です。

2013年（平成25年）までは、主要農産物（米、麦、大豆など）を生産する農家に対し、標準的な生産費（経営費+家族労働費の8割）と販売価格（平均）の差額を補填する制度（農業者戸別所得補償制度）で、10アールあたり1万5000円が交付され、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。ところが2014年から「経営所得安対策」に切り替わり、米については10アールあたり7500円に引き下げられたため、稲作農家の離農が加速し、地域がいっそう疲弊しています。しかもこの制度は2018年（平成30年）から廃止されます。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、国民が安心して国内産のお米を食べ続けるためにも、水田が果たしている多面的な機能・環境や国土を守るためにも、さらに地域経済の維持・発展のためにも、農家の経営を「下支えする政策」がどうしても必要であります。私たちは、欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策としての「農業者戸別所得補償制度」の復活を求めるものです。

以上の趣旨から、下記事項の意見書を政府関係機関に提出されるよう請願いたします。

【請願事項】

- 1、 農業者戸別所得補償制度を復活させること